

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 3 月 30 日 (金) 号外第 29 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (19) (業務効率推進課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、文化観光局にまんが王国官房を設置するほか、総務部の名古屋本部を廃止して名古屋代表部を新たに設置し、それらの所掌事務を定めることに加え、スピーディーで機動的な組織運営とするため、本庁の課等の内部組織のあり方を見直す等県の行政組織を改める。

## 2 規則の概要

## (1) 本庁に関する事項

- ア 総務部の名古屋本部を廃止し、名古屋代表部を新設する。
- イ 企画部地域づくり支援局の中山間振興・定住促進課をとっとり暮らし支援課に改める。
- ウ 文化観光局にまんが王国官房を新設する。
- エ 農林水産部の森林・林業総室全国植樹祭準備室を廃止し、全国植樹祭課を新設する。
- オ 本庁の課及び総室内室の内部組織を廃止する（課内室等を除く。）。

## (2) その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
- イ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則について、所要の規定の整備を行う。

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第19号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 総合事務所（<u>第21条—第22条の12</u>）</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第6節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第14款 略</p> <p>第15款 <u>障害児入所施設及び児童発達支援センター</u>（<u>第81条—第86条</u>）</p> <p>第16款 略</p> <p>第17款 略</p> <p>第18款 略</p> <p>第7節 略</p> <p>第8節 商工労働部の所管に属する機関</p> <p>第1款 <u>とっとりバイオフィロンティア</u>（<u>第102条・第103条</u>）</p> <p>第2款 <u>職業能力開発校</u>（<u>第104条—第106条</u>）</p> <p>第9節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款 農村総合研究所（<u>第107条—第121条</u>）</p> <p>第2款～第8款 略</p> <p>第10節 県土整備部の所管に属する機関</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 港湾事務所（<u>第142条—第146条</u>）</p> <p>第3款 略</p> <p>第11節～第14節 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 総合事務所（<u>第21条—第22条の11</u>）</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第6節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第14款 略</p> <p>第15款 <u>知的障害児施設</u>（<u>第81条—第83条</u>）</p> <p>第16款 <u>肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設</u>（<u>第84条—第86条</u>）</p> <p>第17款 略</p> <p>第18款 略</p> <p>第19款 略</p> <p>第7節 略</p> <p>第8節 商工労働部の所管に属する機関（<u>第102条—第104条</u>）</p> <p>第9節 農林水産部の所管に属する機関</p> <p>第1款 農村総合研究所（<u>第105条—第121条</u>）</p> <p>第2款～第8款 略</p> <p>第10節 県土整備部の所管に属する機関</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 港湾事務所（<u>第142条—第144条</u>）</p> <p>第3款 <u>鳥取港海友館</u>（<u>第145条・第146条</u>）</p> <p>第4款 略</p> <p>第11節～第14節 略</p>

第5章 略  
附則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務 その他必要な事項を定めるものとする。

(機関の分類)

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以下同じ。）、総室内室及び課内室等をいう。

3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)～(3) 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設（鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター 及び鳥取県立農業大学校を除く。）

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部局等の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
企画部	地域づくり支援局
文化観光局	まんが王国官房
略	

(課及び総室内室並びに課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局等	部内局	課及び総室内室	課内室等
未来づく		未来戦略課	

第5章 略  
附則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、内部組織 及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(機関の分類)

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以下同じ。）、及び総室内室をいう。

3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)～(3) 略

(4) 法第244条第1項の規定に基づき設置される公の施設（鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター、鳥取県立農業大学校及び鳥取県立大山自然歴史館を除く。）

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
企画部	地域づくり支援局
略	

(課及び総室内室並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。

部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織
未来づく		未来戦略課	<u>未来づくり創造担当</u> と <u>っとり発信担当</u>

り推 進局	広報課		
	県民課		
	鳥取力創造課		
危機 管理 局	危機管理政 策課		
	危機対策・ 情報課	原子力安全対策室	
	消防防災課		
総務 部	総務課		
	財政課		
	政策法務課		
	税務課	市町村税制支援室	
	営繕課		
	東京本部	総務チーム 情報発信チ ーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チ ーム	
	略		
	名古屋代表 部		
	行財 政改 革局	人事企画課	給与室
		業務効率推 進課	
財源確保推 進課			
略			
福利厚生課			

り推 進局	広報課	報道担当 広報担当	
	県民課	県民の声担当 草の根自 治支援・企画担当 県民 参画基本条例担当 情報 公開担当	
	鳥取力創造 課	人財ネットワークづくり 担当 協働担当	
危機 管理 局	危機管理政 策課	企画担当 津波・豪雪・ 広域防災対策担当 総務 担当	
	危機対策・ 情報課	危機管理担当 原子力防 災担当 災害情報センタ ー 訓練担当 情報シス テム管理担当	
	消防防災課	地域防災力担当 消防・ 保安担当	
総務 部	総務課	総務企画担当 秘書担当 庁舎管理担当	
	財政課	主計員	
	政策法務課	法制担当 文書審査担当	
	税務課	企画担当 課税係 市町村税制支 援室	
	営繕課	保安担当 一般営繕担当 学校・耐震営繕担当 技術企画担当	
	東京本部	総務行政チーム 観光物 産振興チーム 産業振興 ・定住支援チーム	
	略		
	名古屋本部	企業誘致・観光情報発信 担当	
	行財 政改 革局	人事企画課	人材活用担当 人材評価 担当 給与室 給与制度担 当 給与管 理担当 勤 務時間担当
		業務効率推 進課	改革推進担当
財源確保推 進課		財産担当 債権管理担当	
略			
福利厚生課		福利厚生担当 健康管理	

	人権局	人権・同和対策課			担当 共済担当
企画部		企画課			企画調整担当 啓発教育係 同和対策担当
		教育・学術振興課			総務担当 企画調整担当 高等教育・学術振興担当 私学振興担当
		統計課		新生公立大学設立準備室	
		男女共同参画推進課		統計課	普及活用・企画担当 人口生計教育担当 産業労働担当
		情報政策課		男女共同参画推進課	企画担当
地域づくり支援局		自治振興課		情報政策課	地域情報化担当 行政情報化担当
		とっとり暮らし支援課		地域づくり支援局	財政担当 分権自治担当 選挙担当
		交通政策課		中山間振興・定住促進課	中山間地域振興担当 移住定住促進担当
文化観光局		文化政策課		交通政策課	総合交通政策担当 鉄道担当 航空担当
		交流推進課		文化政策課	企画調整担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当
		観光政策課	山陰海岸世界ジオパーク推進室	交流推進課	韓国交流担当 ロシア交流担当 東アジア交流担当 交流支援担当 旅券係
		国際観光推進課		観光政策課	ようこそ運動推進担当 広域連携・情報発信担当 まんが王国とっとり推進室 山陰海岸世界ジオパーク推進室
	まんが王国官房			国際観光推進課	
福祉		福祉保健課	法人施設指導室	福祉	福祉保健課 総括・人財担当 総務・

保健 部		
	障がい福祉課	自立支援室
	長寿社会課	地域支え愛推進室
子育て王 国推 進局	子育て応援課	
	青少年・家庭課	
	略	
健康 医療 局	健康政策課	がん・生活習慣病対策室 感染症・新型インフルエンザ対策室
	医療政策課	医療人材確保室
	医療指導課	
生活 環境 部	環境立県推進課	エネルギーシフト戦略室
	水・大気環境課	水環境保全室
	略	
	循環型社会推進課	
	公園自然課	全国都市緑化フェア室

保健 部		調整担当
		福祉指導支援室 法人施設指導担当 保 護・援護担 当
	障がい福祉課	認定担当 障がい者就労 担当 障がい福祉サービ ス係 精神保健係 自立支援室
長寿社会課		認知症支援担当 介護保 険担当 施設福祉係 地域支え愛推 進室
	子育て王 国推 進局	子育て応援課 子育て王国推進担当 保 育・幼児教育担当 母子 保健担当
	青少年・家庭課	青少年担当 DV・ひと り親福祉担当 児童養護 担当
略		
健康 医療 局	健康政策課	健康づくり文化創造担当 がん・生活習 慣病対策室 感染症・新型 インフルエン ザ対策室
	医療政策課	医療政策担当 医療人材確保 室
	医療指導課	保険医療指導担当 国民 健康保険係 薬事担当
生活 環境 部	環境立県推進課	総務担当 環境立県戦略 担当 ISO担当 グリーンニュー ディール推 進室
	水・大気環境課	上下水道担当 大気担当 水環境保全室
	略	
	循環型社会推進課	廃棄物リサイクル担当 廃棄物指導担当
	公園自然課	自然環境保全担当 自然 公園担当 緑地公園担当

		略	
くらしの安心局	くらしの安心推進課		
	住宅政策課		
商工労働部	商工政策室		
	略		
農林水産部	農政課	企画調整室	
	略		
	経営支援課		
	生産振興課		
	畜産課		
	農地・水保全課	農村整備室	
	森林・林業総室	略	
	森林づくり推進室		
	全国植樹祭課		
	略		
水産振興局	水産課	水産振興室	
略			

			全国都市緑化フェア担当	
		略		
くらしの安心局	くらしの安心推進課		食の安全担当 ぐらしの安全担当 地域安全担当	
	住宅政策課		管理担当 企画担当 計画担当 建築指導担当	
商工労働部	商工政策室		総務担当 調査企画担当 キャビネット担当	
	略			
農林水産部	農政課		総務担当 農林水産業団体担当 企画調整室	
	略			
	経営支援課		金融担当 農業参入支援係 担い手育成係 農地担当	
	生産振興課		振興調整担当 鳥獣被害対策担当 生産環境担当 水田作物担当 果樹担当 野菜・花き担当	
	畜産課		管理担当 企画・中小家畜係 肉用牛係 酪農草地係 衛生環境担当	
	農地・水保全課		管理・地籍担当 企画・保全支援担当 水資源・防災担当 農村整備室	
	森林・林業総室	略		
	森林づくり推進室			
	全国植樹祭課		全国植樹祭準備室	総務企画担当 式典施設植樹担当
	略			
水産振興局	水産課		企画総務担当 式典行事担当 事業推進担当	
	水産課		管理担当 漁業調整係 水産振興室 漁業振興担当 漁業経営担当	
略				



県土整備部	県土総務課	
	技術企画課	用地室
	道路企画課	高速道路推進室
	道路建設課	
	河川課	
	治山砂防課	
	空港港湾課	
行政監察監	略	
	公益法人・団体指導課	
	工事検査課	

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

未来戦略課 略

広報課

(1)～(3) 略

県民課及び鳥取力創造課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(9) 略

(10) 環境管理システムに関すること(県の事業活動における取組に関するものに限る。)

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

財政課～関西本部 略

県土整備部	県土総務課	総務担当 建設業担当 入札制度担当
	技術企画課	企画・技術調査担当 土木防災係 用地室
	道路企画課	路政担当 企画調査担当 維持係 安全施設係 高速道路推進室
	道路建設課	県道担当 国道係 街路係 農道係
	河川課	水政担当 計画担当 河川係 水防係
	治山砂防課	採石担当 企画調査係 砂防係 治山係
	空港港湾課	管理担当 港湾担当 空港係 漁港係 鳥取港利用促進担当
行政監察監	略	
	公益法人・団体指導課	団体検査担当 公益法人担当
	工事検査課	事業評価担当 工事検査担当

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

未来戦略課 略

広報課

(1)～(3) 略

(4) 催事に係る総合調整に関すること。

県民課及び鳥取力創造課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

財政課～関西本部 略

<p>名古屋代表部 略 行財政改革局人事企画課～人権局人権・同和対策課 略</p> <p>(企画部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 略 教育・学術振興課 (1)～(3) 略 (4) <u>公立大学法人鳥取環境大学に関すること。</u></p> <p>統計課～地域づくり支援局自治振興課 略 <u>地域づくり支援局とっとり暮らし支援課</u> (1)及び(2) 略 (3) <u>街中の過疎対策及び振興に関すること。</u> 地域づくり支援局交通政策課 略</p> <p>(文化観光局各課の所掌事務)</p> <p>第8条の2 <u>文化観光局各課及びまんが王国官房の所掌事務は、次のとおりとする。</u> 文化政策課～国際観光推進課 略 <u>まんが王国官房</u> <u>まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域の活性化に関すること。</u></p> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>福祉保健課 (1)～(18) 略 (19) <u>社会福祉法人の指導監督に関すること。</u> (20) 略 (21) 略 (22) 略 (23) 略 障がい福祉課～健康医療局医療指導課 略</p> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境立県推進課 (1)～(9) 略 (10) <u>環境管理システムに関すること (総務課の所</u></p>	<p>名古屋本部 略 行財政改革局人事企画課～人権局人権・同和対策課 略</p> <p>(企画部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課 略 教育・学術振興課 (1)～(3) 略</p> <p><u>新生公立大学設立準備室</u> <u>新たな公立大学の設立の準備に関すること。</u> 統計課～地域づくり支援局自治振興課 略 <u>地域づくり支援局中山間振興・定住促進課</u> (1)及び(2) 略</p> <p>地域づくり支援局交通政策課 略</p> <p>(文化観光局各課の所掌事務)</p> <p>第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 文化政策課～国際観光推進課 略</p> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>福祉保健課 (1)～(18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略 障がい福祉課～健康医療局医療指導課 略</p> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境立県推進課 (1)～(9) 略 (10) 環境管理システムに関すること。</p>
---	--

<p><u>掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>水・大気環境課～くらしの安心局住宅政策課 略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農政課～農地・水保全課 略</p> <p>森林・林業総室</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の保全、整備及び活用に関すること。</p> <p>(3)～(25) 略</p> <p><u>(26) 林業の普及指導に関すること。</u></p> <p>(27) 略</p> <p><u>全国植樹祭課</u></p> <p><u>全国植樹祭に関すること。</u></p> <p>農林総合研究所企画総務部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 農業の普及指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>農林総合研究所農業試験場～水産振興局水産課 略</p> <p>(市場開拓局各課の所掌事務)</p> <p>第12条の2 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市場開拓局市場開拓課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査、<u>販路拡大及びブランド化の推進</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>市場開拓局食のみやこ推進課 略</p> <p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県土総務課～治山砂防課 略</p>	<p>(11)～(14) 略</p> <p>水・大気環境課～くらしの安心局住宅政策課 略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農政課～農地・水保全課 略</p> <p>森林・林業総室</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の保全及び整備に関すること。</p> <p>(3)～(25) 略</p> <p><u>(26) 全国植樹祭の準備に関すること。</u></p> <p>(27) 略</p> <p><u>全国豊かな海づくり大会推進課</u></p> <p><u>全国豊かな海づくり大会に関すること。</u></p> <p>農林総合研究所企画総務部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 農林業の専門技術の普及指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 農林業の普及指導事業に関すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>農林総合研究所農業試験場～水産振興局水産課 略</p> <p>(市場開拓局各課の所掌事務)</p> <p>第12条の2 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市場開拓局市場開拓課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査及び<u>販路拡大</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>市場開拓局食のみやこ推進課 略</p> <p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県土総務課～治山砂防課 略</p>
--	---

<p>空港港湾課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 空港管理事務所、港湾事務所及びみなとさかい交流館に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(課内室等の所掌事務)</p> <p>第15条 <u>総室内室及び課内室等の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局等の長（以下「主管部局長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>部内局、課、総室内室及び課内室等（総務部東京本部の課内室等並びに農林水産部農林総合研究所企画総務部の総務担当及び評価・企画担当を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさどる。</u></p> <p>7 <u>次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。</u></p> <p>(1) <u>部局長等 次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>文化観光局まんが王国官房の長 副官房長</u></p> <p>(3) <u>課、総室内室若しくは課内室等の長又は副官房長 課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）</u></p> <p>8 <u>前項各号に定める職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、それぞれ当該各号に掲げる者（課内室等の長を除く。）が定める。</u></p>	<p>空港港湾課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 空港管理事務所、港湾事務所、<u>鳥取港海友館</u>及びみなとさかい交流館に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(内部組織の所掌事務)</p> <p>第15条 <u>内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局等の長（以下「主管部局長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>部内局、課及び総室内室に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該部内局、課及び総室内室の事務をつかさどる。</u></p> <p>7 <u>部局等及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）を、課に課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）を置くことができる。</u></p> <p>8 <u>前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあっては当該部局等の長が、課長補佐の場合にあっては当該課の長が、それぞれ定めるものとする。</u></p> <p>9 <u>課の内部組織（担当、災害情報センター、主計員及び東京本部の内部組織を除く。）にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。</u></p> <p>10 <u>課の内部組織である室の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、室長補佐を置くことができる。</u></p>
--	--

9 略

10 危機管理専門官を危機管理局に置き、災害又は危機が発生した場合の応急対策の総合調整に関する事務をつかさどる。

11 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)  
 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第19条第1項の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、同条例第7条第6項の規定による開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民課
	鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第18条第1項の規定による特定歴史公文書等の利用請求に対する処分についての審査請求の審議に関する事務	政策法務課

略

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	子育て王国推進局青少年・家庭課
-------------	---	-----------------

11 略

12 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)  
 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民課

略

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	子育て王国推進局青少年・家庭課
-------------	---	-----------------

鳥取県障害 児通所給付 費等不服審 査会	児童福祉法第56条の5の 5第1項の規定による市 町村の障害児通所給付費 又は特例障害児通所給付 費に係る処分についての 審査請求の審査に関する 事務	子育て王国 推進局子ど も発達支援 課
略		

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局等を置き、局等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東 部 綜 合 事 務 所	略	略		
	福祉保 健局	福祉企画課	企画総務係 指導支援係	
		障がい者支援課	障がい者支援係 精神保健係	
		健康支援課	がん対策・健康づくり支援担当 医薬・疾病対策室	
	生活環 境局	略	略	
		生活安全課	食品担当 動物・自然公園係	
	略			
	県土整 備局	略	略	
		道路都市課	地方道路班 広域道路班 都市計画班	
	略			
八 頭 綜 合 事 務 所	略	略		
	県土整 備局	略	略	
		道路整備課	地方道路班 広域道路班	
略				
中 部 綜 合 事 務 所	略	略		
	福祉保 健局	略	略	
		健康支援課	がん対策・健康づくり支援担当 医薬・疾病対策室	

略		

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東 部 綜 合 事 務 所	略	略		
	福祉保 健局	福祉企画課	企画総務係 指導支援係	
		福祉支援課	保護係 母子福祉係	
		障がい者支援課	障がい者支援担当 精神保健担当	
	生活環 境局	略	略	
		生活安全課	食品担当 動物・鳥獣係 自然公園係	
	略			
	県土整 備局	略	略	
		道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班	
	略			
八 頭 綜 合 事 務 所	略	略		
	県土整 備局	略	略	
		道路整備課	県道班 国道班 農道班	
略				
中 部 綜 合 事 務 所	略	略		
	福祉保 健局	略	略	
		健康支援課	健康づくり支援係 医薬・疾病対策室	

西 部 総 合 事 務 所	略		
	県土整 備局	略	
		道路都市課	地方道路班 広域道路 班 都市計画班
	略		
	県民局	略	
		大山中海観 光課	観光担当
		略	
		会計総務課	略
		農商工連携 チーム	
	国際マ ンガサ ミット 実施本 部		
略			
福祉保 健局	略		
	健康支援課	がん対策・健康づくり 支援担当 医薬・感染 症対策室	
略			
農林局	略		
	西部農業改 良普及所	大山普及支 所	
略			
県土整 備局	略		
	道路都市課	地方道路班 広域道路 班 都市計画班	
略			
日 野 総 合 事 務 所	県民局	企画県民課	企画・郡民の窓口担当 庶務会計担当
		商工観光課	中山間観光文化自然担 当 商工担当
	福祉保 健局	福祉保健課	支援担当 保健衛生係
略			

西 部 総 合 事 務 所	略		
	県土整 備局	略	
		道路都市課	県道班 国道班 農道 班 都市計画班
	略		
	県民局	略	
		大山中海観 光課	観光担当
		大山自然歴 史館	
		略	
		庶務会計課	略
	農商工連携 チーム		
略			
福祉保 健局	略		
	健康支援課	医薬係 健康づくり支 援係 感染症・疾 病対策室	
略			
農林局	略		
	米子農業改 良普及所	大山農業改 良普及所	
略			
県土整 備局	略		
	道路都市課	県道班 国道班 農道 班 都市計画班	
略			
日 野 総 合 事 務 所	県民局	企画県民室	企画・中山間地域担当 郡民の窓口担当
		庶務会計チ ーム	
	福祉保 健局	福祉保健課	福祉係 保健衛生係
略			

県土整備局	略
	道路整備課 地方道路班 広域道路班
	略

県土整備局	略
	道路整備課 県道班 国道班 農道班
	略

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課及び県民局大山中海観光課 略

県民局商工労働課 略

県民局会計総務課 略

県民局農商工連携チーム 略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 事務所及び県民局の庶務に関すること。

(14) 災害対策地方支部に関すること。

(15) 略

県民局商工観光課

(1) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(県税局各課の所掌事務)

第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所には八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所には日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課及び県民局大山中海観光課 略

県民局大山自然歴史館

鳥取県立大山自然歴史館の管理に関すること。

県民局商工労働課 略

県民局庶務会計課 略

県民局農商工連携チーム 略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民室

(1)～(9) 略

(10) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

県民局庶務会計チーム

(1) 事務所及び県民局の庶務に関すること。

(2) 災害対策地方支部に関すること。

県民局商工観光チーム

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(県税局各課の所掌事務)

第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所には八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所には日野郡の区域内に係るものを含むものとする。



県税局収税課  
 (1)～(11) 略  
 (12) 県税局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除く。）。  
 (13) 略  
 県税局課税課及び県税局日野支所 略

(福祉保健局各課の所掌事務)  
 第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課  
 次に掲げる事務（西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）  
 (1)～(11) 略  
 (12) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除く。）。  
 (13) 略  
 福祉保健局福祉支援課  
 次に掲げる事務（西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務及び第4号に掲げる事務（母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るものに限る。）で日野郡の区域内に係るものを含む。）  
 (1) 老人保健福祉計画の推進に関すること（西部総合事務所に限る。）。  
 (2)及び(3) 略  
 (4) 母子及び寡婦の福祉に関すること。  
 (5) 略  
 福祉保健局障がい者支援課 略  
 福祉保健局健康支援課  
 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第17号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）  
 (1)～(8) 略  
(9) がん対策に関すること。  
(10) 略  
(11) 略  
(12) 略  
(13) 略

県税局収税課  
 (1)～(11) 略  
 (12) 県税局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）。  
 (13) 略  
 県税局課税課及び県税局日野支所 略

(福祉保健局各課の所掌事務)  
 第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課  
 次に掲げる事務（西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）  
 (1)～(11) 略  
 (12) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）。  
 (13) 略  
 福祉保健局福祉支援課  
 次に掲げる事務（西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）  
 (1) 老人保健福祉計画の推進に関すること（東部総合事務所及び中部総合事務所を除く。）。  
 (2)及び(3) 略  
 (4) 母子及び寡婦の福祉に関すること。  
 (5) 略  
 福祉保健局障がい者支援課 略  
 福祉保健局健康支援課  
 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第16号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）  
 (1)～(8) 略  
(9) 略  
(10) 略  
(11) 略  
(12) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

福祉保健局福祉保健課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(7) 略

(8) 母子及び寡婦の福祉に関すること（西部総合事務所福祉保健局福祉支援課の所掌に属するものを除く。）。

(9)～(12) 略

(13) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあつては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第8号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(8) 略

(9) 生活環境局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局大山中海観光課又は県民局商工観光課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 略

(12) 鳥取県立大山自然歴史館及び大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

福祉保健局福祉保健課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(7) 略

(8) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(9)～(12) 略

(13) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局庶務会計チームの所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあつては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第8号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(8) 略

(9) 生活環境局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあつては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(9) 略

(10) 自然公園に関すること（県民局大山中海観光課又は県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。

(11) 略

(12) 大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）。

る。)。  
 生活環境局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)  
 第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。  
 農林局農業振興課  
 次に掲げる事務(第15号から第18号までに掲げる事務にあっては、八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。)  
 (1)～(18) 略

(19) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。)  
 (20) 略  
 農林局農林業振興課  
 次に掲げる事務(第17号、第18号及び第25号から第28号までに掲げる事務にあっては、東部総合事務所に限る。)  
 (1)～(38) 略  
 (39) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除く。)  
 (40) 略  
 農林局鳥取農業改良普及所～農林局東伯農業改良普及所 略

農林局西部農業改良普及所  
普及所の事務  
 農林局日野農業改良普及所 略  
 農林局地域整備課  
 (1)～(4) 略

農林局林業振興課  
 次に掲げる事務(八頭総合事務所にあつては第24号に掲げる事務で鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを、日野総合事務所にあつては第3号、第4号、第11号から第14号まで及び第24号に掲げる事務で米子市、境港市及び西伯郡の区域内に係るものを含む。)

生活環境局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)  
 第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。  
 農林局農業振興課  
 次に掲げる事務(第15号から第19号までに掲げる事務にあっては、八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。)  
 (1)～(18) 略  
(19) 農業集落排水事業に関すること。  
(20) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務課、県民局企画県民課又は県民局庶務会計チームの所掌に属するものを除く。)  
 (21) 略  
 農林局農林業振興課  
 次に掲げる事務(第17号、第18号及び第25号から第28号までに掲げる事務にあっては、東部総合事務所に限る。)  
 (1)～(38) 略  
 (39) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。)  
 (40) 略  
 農林局鳥取農業改良普及所～農林局東伯農業改良普及所 略  
農林局米子農業改良普及所  
米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町の区域における普及所の事務  
農林局大山農業改良普及所  
西伯郡大山町の区域における普及所の事務

農林局日野農業改良普及所 略  
 農林局地域整備課  
 (1)～(4) 略  
(5) 農業集落排水事業に関すること。  
 農林局林業振興課  
 次に掲げる事務(八頭総合事務所にあつては第24号に掲げる事務で鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを、日野総合事務所にあつては第3号、第4号、第11号から第14号まで及び第24号に掲げる事務で米子市、境港市及び西伯郡の区域内に係るものを含む。)

- (1) 略
- (2) 森林の保全及び整備に関すること（県民局商工観光課の所掌に属するものを除く。）。
- (3)～(15) 略
- (16) とっとり共生の森に関すること（県民局商工観光課の所掌に属するものを除く。）。
- (17)～(25) 略  
農林局基盤整備室～農林局中海干拓営農センター  
略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

- (1)及び(2) 略
- (3) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課、県民局企画県民課又は県民局会計総務課の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 略  
県土整備局維持管理課～県土整備局山陰道推進室  
略

（国際マンガサミット実施本部の所掌事務）

第22条の12 西部総合事務所国際マンガサミット実施本部の所掌事務は、国際マンガサミット鳥取大会に関することとする。

第3節 略

（名称、位置及び所管区域）

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡大山町

- (1) 略
- (2) 森林の保全及び整備に関すること（県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。
- (3)～(15) 略
- (16) とっとり共生の森に関すること（県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。）。
- (17)～(25) 略  
農林局基盤整備室～農林局中海干拓営農センター  
略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

- (1)及び(2) 略
- (3) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課、県民局企画県民課、県民局庶務会計課又は県民局庶務会計チームの所掌に属するものを除く。）。

- (4) 略  
県土整備局維持管理課～県土整備局山陰道推進室  
略

第3節 略

（名称、位置及び所管区域）

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡日野町

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県中部 福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援係	
	福祉支援課	保護係 母子支援係	
	障がい者支援課	障がい者支援係 心と女性の相談室	
鳥取県西部 福祉事務所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
	障がい者支援課	障がい者支援係 心と女性の相談室	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 老人の福祉に関すること（中部福祉事務所に限る。）。

(2) 略

福祉支援課

次に掲げる事務（西部福祉事務所にあつては、第4号に掲げる事務（母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るものに限る。）で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(4) 略

(5) 老人の福祉に関すること（西部福祉事務所に限る。）。

(6)及び(7) 略

障がい者支援課

(1)及び(2) 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部 福祉事務所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子福祉係	
	障がい者支援課	障がい者支援担当	
鳥取県中部 福祉事務所	福祉企画課	指導支援係 高齢者支援係	
	福祉支援課	保護係 母子支援係	
	障がい者支援課	障がい者支援係 心と女性の相談室	
鳥取県西部 福祉事務所	福祉企画課	企画総務係 指導支援係	
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
	障がい者支援課	障がい者支援係 心と女性の相談室	
鳥取県日野 福祉事務所	福祉保健課	福祉係	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 老人の福祉に関すること（東部福祉事務所及び中部福祉事務所に限る。）。

(2) 略

福祉支援課

次に掲げる事務（西部福祉事務所にあつては、第3号、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(4) 略

(5) 老人の福祉に関すること（東部福祉事務所及び中部福祉事務所を除く。）。

(6)及び(7) 略

障がい者支援課

次に掲げる事務（西部福祉事務所にあつては、日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)及び(2) 略

福祉保健課

(1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関するこ

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	略		
	障がい者支援課	精神保健係	
	健康支援課	がん対策・健康づくり支援担当	医薬・疾病対策室
略			
	生活安全課	食品担当	動物・自然公園係
鳥取県倉吉保健所	略		
	健康支援課	がん対策・健康づくり支援担当	
	略		
略			
鳥取県米子保健所	略		
	健康支援課	がん対策・健康づくり支援担当	医薬・感染症対策室
	略		
鳥取県日野保健所	福祉保健課	支援担当	保健衛生係

(設置)

第78条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立喜多原学園	米子市

第15款 障害児入所施設及び児童発達支援センター

と。

(2) 生活保護に関すること。

(3) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。

(4) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(5) その他社会福祉に関すること。

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	略		
	障がい者支援課	精神保健担当	
	健康支援課	医薬・疾病対策班	健康づくり支援班
略			
	生活安全課	食品担当	動物・鳥獣係
鳥取県倉吉保健所	略		
	健康支援課	健康づくり支援係	
	略		
略			
鳥取県米子保健所	略		
	健康支援課	医薬係	健康づくり支援係
		感染症・疾病対策室	
略			
鳥取県日野保健所	福祉保健課	福祉係	保健衛生係

(設置)

第78条 児童自立支援施設を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県立喜多原学園	米子市

第15款 知的障害児施設

(名称、位置及び種別)

第81条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された障害児入所施設及び児童発達支援センターの名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設
鳥取県立総合療育センター	米子市	障害児入所施設及び児童発達支援センター
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	児童発達支援センター
鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童発達支援センター

(所掌事務)

第82条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に関すること（鳥取県立皆成学園に限る。）。
- (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に関すること（鳥取県立総合療育センターに限る。）。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること（鳥取県立皆成学園に限る。）。
- (4) 障害者自立支援法第5条第8項に定める短期入所に関すること。

2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条第1項第2号の規定による障害児の通所による日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第83条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課等を置く。

鳥取県立皆成学園	総務課 育成課 養護課 発達障がい者支援センター
----------	-----------------------------

(名称及び位置)

第81条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立皆成学園	倉吉市

(所掌事務)

第82条 知的障害児施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 知的障害のある児童の入所による保護に関すること。
- (2) 知的障害のある児童の独立自活に必要な知識技能の習得に関すること。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること。

(内部組織)

第83条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び発達障がい者支援センターを置く。

鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	企画外来係 通園係 地域支援係
鳥取県立中部療育園	

第16款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設

(名称、位置及び種別)

第84条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	倉吉市	

(所掌事務)

第85条 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える事務を所掌する。

2 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第86条 次の表の左欄に掲げる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる部及び係を置く。

鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	企画外来係 通園係 地域支援係
鳥取県立中部療育園	



第84条から第86条まで 削除

第16款 看護師等養成施設

第17款 歯科衛生専門学校

第18款 精神保健福祉センター

第8節 商工労働部の所管に属する機関

第1款 とっとりバイオフロンティア

(名称及び位置)

第102条 とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第2条の規定により設置されたとっとりバイオフロンティアの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
とっとりバイオフロンティア	米子市

(所掌事務)

第103条 とっとりバイオフロンティアは、バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業（以下「バイオ産業」という。）における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資するための事務を所掌する。

第2款 職業能力開発校

(名称及び位置)

第104条 略

(所掌事務)

第105条 略

(内部組織)

第106条 略

第9節 略

第1款 略

第17款 看護師等養成施設

第18款 歯科衛生専門学校

第19款 精神保健福祉センター

第8節 商工労働部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第102条 略

(所掌事務)

第103条 略

(内部組織)

第104条 略

第9節 略

第1款 略

<p>(位置及び名称) 第107条 略</p> <p>(所掌事務) 第108条 略</p> <p>第109条から第121条まで 削除</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第142条 <u>鳥取県港湾事務所設置条例</u> (平成7年鳥取県条例第6号) 第1条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="231 757 778 801"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>(所掌事務) 第143条 港湾事務所は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>第145条及び第146条 削除</p> <p>第3款 <u>みなとさかい交流館</u></p>	略	<p>(位置及び名称) 第105条 略</p> <p>(所掌事務) 第106条 略</p> <p>第107条から第121条まで 削除</p> <p>(名称、位置及び所管区域) 第142条 <u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例</u> (平成7年鳥取県条例第6号) 第1条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="826 757 1374 801"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>(所掌事務) 第143条 港湾事務所は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取港海友館の管理に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>第3款 <u>鳥取港海友館</u></p> <p>(名称及び位置) 第145条 <u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例</u> 第3条の規定により鳥取港湾事務所に附置された鳥取港海友館の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="826 1375 1374 1462"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立鳥取港海友館</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(所掌事務) 第146条 <u>鳥取港海友館は、港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するための事務を所掌する。</u></p> <p>第4款 <u>みなとさかい交流館</u></p>	略	名称	位置	鳥取県立鳥取港海友館	鳥取市
略							
略							
名称	位置						
鳥取県立鳥取港海友館	鳥取市						

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

2 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2条第7号中「名古屋本部」を「名古屋代表部」に改める。